

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	外来魚被害緊急対策事業補助金
補助事業等の目標	ブラックバス、ブルーギル等外来魚による漁業被害の防止を図る
補助事業等の対象者	諏訪湖漁業協同組合
補助対象経費	漁業団体等が行う、被害防止のための外来魚駆除費用に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 1 5 年
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 外来魚による漁業被害がなくなるまで補助する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)